

国土交通省研究開発評価指針

平成14年6月

目次

はじめに	1
第1章 研究開発評価の基本的考え方	2
1. 国土交通省研究開発評価指針の位置付け	2
2. 評価対象の範囲	2
3. 評価実施主体、評価者等の責務	3
(1) 評価実施主体、評価者の責務	3
(2) 研究者の責務	4
4. 評価の観点	4
第2章 評価の実施	5
1. 研究開発施策の評価	5
2. 研究開発課題の評価	5
(1) 競争的資金による課題	6
(2) 重点的資金による課題	7
(3) 基盤的資金による課題	8
3. 研究開発機関等の評価	9
4. 研究者等の業績の評価	9
第3章 留意事項等	11
1. 評価方法の周知	11
2. 評価手法	11
3. 評価者の選任	11
4. 柔軟な評価方法の設定	12

5. 評価に伴う過重な負担の回避	12
6. エフォート制度の導入	13
7. 評価結果の予算、人材等の資源配分 及び研究者等の処遇への反映	13
8. 研究開発評価等の公表等	13

はじめに

少子・高齢化の進展、IT革命、経済の低迷、資源・環境問題の深刻化など、我が国の社会情勢が大きな変革期を迎えている中、真に豊かな国民生活を実現していくためには、安全な社会の構築や、質の高い生活を支える美しい環境の整備を効果的に実施することが不可欠である。国土交通省においては、技術の革新・高度化により直面する多様な問題を解決するため、研究開発を積極的に推進している。

また、科学技術創造立国の実現を目指して平成13年3月に閣議決定された第2期科学技術基本計画においては、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。

研究開発評価については、国土交通省としても平成9年8月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」に基づいて積極的に取り組んできたところである。この度、第2期科学技術基本計画に基づき研究開発評価システムに関する見直しが行われ、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、大綱的指針）が平成13年11月に内閣総理大臣決定された。新しい大綱的指針においては、従来の研究開発課題及び研究開発機関の評価に加え、研究開発施策及び研究者等の業績の評価を対象とするとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることといった改善がなされている。

大綱的指針においては「各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定することとする。」とされており、国土交通省において実施されている研究開発に関する評価を適切に実施するため、国土交通省研究開発評価指針を策定し、評価の実施にかかる基本的な方向性を示すものである。

国土交通省においては技術を開発するだけでなく、公共事業等において開発した技術を自ら活用するという面もあり、効果的・効率的な事業の実施に資するためにも研究開発評価を厳正に行う必要がある。

第1章 研究開発評価の基本的考え方

1. 国土交通省研究開発評価指針の位置付け

国土交通省研究開発評価指針（以下「本指針」という。）は、国土交通省において国費を投入して実施される研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない最低限の共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめたガイドラインである。

評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。

評価を適切かつ公平に行うことで、研究者の創造性が十分に発揮され、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。また、評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することで、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。さらに、評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。

なお、本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。

2. 評価対象の範囲

本指針が対象とする研究開発評価とは、①研究開発施策、②研究開発課題（研究開発要素のない調査は含まない）、③研究開発機関等（国土技術政策総合研究所、国土地理院、気象庁気象研究所、海上保安庁海洋情報部及び海

上保安庁総務部海上保安試験研究センターをいう。以下同じ。)及び④研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発であり、具体的には、各局等(各局、大臣官房及び各外局をいう。以下同じ。)及び研究開発資金を配分する特殊法人が独立行政法人研究機関、民間等に委託や補助等で行う研究開発、研究開発機関等が自ら実施する研究開発が対象となる。また、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。

なお、独立行政法人研究機関が自ら実施する研究開発については、独立行政法人通則法及び大綱的指針に基づいて評価が実施されるものであり、本指針の対象とはならない。

3. 評価実施主体、評価者等の責務

(1) 評価実施主体、評価者の責務

評価実施主体(研究開発を実施・推進する各局等、研究開発機関等及び研究開発資金を配分する特殊法人をいう。以下同じ。)は、本指針を踏まえ、必要に応じて評価のための具体的な仕組み(評価方法等を定めた評価要領等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。

評価者は、厳正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、優れた研究開発をさらに伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

(2) 研究者の責務

研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

4. 評価の観点

評価は、必要性、効率性、有効性の観点から行う。研究開発の特性に応じて、「必要性」については、科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義(実用性等)、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行うが、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準等を適宜見直すことが必要である。加えて、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことが重要であることから、研究開発によっては、人文・社会科学の観点も評価に十分に盛り込まれるよう留意する。

第2章 評価の実施

1. 研究開発施策の評価

特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策(複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。省の根幹的政策目標を示す基本的方針や戦略的計画は含まない。)、政策目標を具体化するための研究開発制度等(競争的資金制度や政策目的を実現するための研究開発に係わる制度・事業等)の研究開発施策が、政府全体や国土交通省の政策目標に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか等々を評価する。研究開発施策の評価については各局等において、政策評価との整合性に配慮して実施する。研究開発の方針・方策等の評価結果については、当該研究開発の方針・方策等の見直し等に反映させる。また、競争的資金制度を始めとする研究開発制度の評価結果については、国土交通省が所管する制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し等へ反映させる。

2. 研究開発課題の評価

研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による課題」、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」及び研究開発機関等に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による課題」に区分される。

研究開発課題の評価については原則として事前評価及び事後評価を行う。研究開発期間が5年以上または、定めがない場合は、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。

評価の公正さを高めるために、評価の特性に応じて評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価（評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関等が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価をいう。）を活用する。

外部評価を行う場合には、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家とする。

それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究等性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、評価実施主体はその目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点等を適切なものにする。

研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し等へ反映させる。

具体的な研究開発課題の評価にあたっては、次の（１）から（３）に示す通り実施することとする。

（１）競争的資金による課題

競争的資金による課題については当該競争的資金を配分する部局または機関が評価実施主体となり、外部評価を積極的に活用して評価を実施する。

競争的資金による研究開発課題は、大きく「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」と特定の政策目的を実現するための「研究目的を指定された研究」に二分される。

「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、それぞれの観点について国際的水準に照らしたピアレビューを行う。

「研究目的を指定された研究」は、科学的・技術的な観点からの評価と社会的・経済的な観点からの評価とを明確に区分して実施する。

評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見逃さないよう十分に配慮することが重要である。また、これまでに応募実績のない者や少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究開発の機会が与えられるようにする。

グループ研究の場合は、参画研究者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む。)についても評価する。

また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、適切な評価を実施することが必要である。

さらに、評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果(理由を含む。)を開示するとともに、被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みの整備に努める。

競争的資金を配分する部局または機関は評価体制を充実するため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置するよう努める。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てる仕組みを作るよう努める。

競争的資金を配分する部局または機関は審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入するよう努める。

(2) 重点的資金による課題

本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う研究開発課題及び研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題については、外部評価を積極的に活用して評価を実施する。

前者については、補助又は委託を実施する部局等が評価を実施する。後者については、基本的には研究開発を実施する研究開発機関等が評価実施主体となるが、複数の機関にまたがって実施される研究開発プロジェクト等については研究開発推進主体が評価を実施するなど、研究開発体制に応じて適切な評価実施体制をとるものとする。

重点的資金による研究開発課題は、その企画が政府全体や国土交通省の政策目標、研究開発施策と整合し、かつその決定方法が妥当であるかを評価する。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。

大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む。)等を含めて、特に厳正に評価する。また、大規模プロジェクトについては、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて審議会等による第三者評価(評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。)を活用する。また、国民の理解を得るために、早い段階からそのプロジェクトの内容や計画等をインターネット等を通じて広く公表し、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。

(3) 基盤的資金による課題

基盤的資金による研究については、研究開発機関の長の責任において、各機関の目的等に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを適切に設定し、評価を実施する。その際、論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価等を活用するとともに、例えば個別の課題としての評価ではなく研究の方向性を含めた評価を実施するなど、効率的で適切な

方法で実施する。また、必要に応じて研究開発機関等の評価の対象に含める。

3. 研究開発機関等の評価

研究開発機関等の評価はその設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から行う。なお、評価の客観性及び公正さをより高めるため、第三者評価を積極的に活用する。

機関運営面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。機関運営面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組があるが、各研究開発機関等の研究目的・目標に即して評価項目を選定し、評価する。

研究開発の実施・推進面では、研究開発機関等が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。

研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。

なお、

研究開発機関等については、国土交通省の施策・事業と合致しているかを評価する。

4. 研究者等の業績の評価

研究開発機関等の長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には多

様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等の関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。

第3章 留意事項等

1. 評価方法の周知

評価実施主体は、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等)を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知する。

2. 評価手法

研究開発には優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。ただし、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等を活用する。

3. 評価者の選任

評価の特性に応じて、評価実施主体は利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。なお、利害関係者が加わる場合についてはその理由を示す。評価の客観性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等について配慮して、評価者を選任するよう努める。

また、評価者には、一定の明確な在任期間を設ける。

研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価の都度、評価者に注意喚起をする等評価内容等の守秘の徹底を図る。

4. 柔軟な評価方法の設定

研究開発評価は、その目的、内容や性格(基礎、応用、開発、試験調査等)に応じて適切な評価の観点を設ける等、柔軟に実施する。

特に、新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性等を重視する必要がある一方、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。

また、成果を比較的に見極めやすいと思われる研究開発であっても、基礎研究、応用研究、開発研究等の各性格が混在する等、単純な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。

さらに、短期間で論文、特許等の形での業績を上げにくい研究開発分野や試験調査等、各種の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の業務の性格を踏まえた適切な評価指標を用いることに配慮する。

5. 評価に伴う過重な負担の回避

評価実施主体は評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、例えば既に行われた評価結果を活用するなど評価の重複を避け、可能な限り簡略化した評価を実施する等、評価実施主体の判断により、評価目的や評価対象(課題等)に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う。例えば、大規模なプロジェクトと短期間又は少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。

なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は評価者及び

被評価者に変更の理由、基準、概要等を示す。

6. エフォート制度の導入

特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者はエフォート(研究専従率をいう。研究専従率とは、研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案に活用すると共に、競争的資金制度における評価実施主体は新規課題の選定等の際にエフォートを活用するよう努める。

7. 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映

研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関等の評価については、研究開発実施・推進主体又は研究開発機関は、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等に反映させるとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの反映状況を公表する。また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させる。

8. 研究開発評価等の公表等

研究開発成果や評価結果を広く公表することは、国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。

評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果(評価意見や評価方法等)をインターネットを利用する等して、分かりやすい形で国民に積極的に公表

するとともに、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。なお、研究者等の業績の評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。

評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。また、研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。